

港 湾 施 設 使 用 料 【地方港湾】

令和7年(2025年)6月現在

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	
				外航船舶	その他の船舶
係留施設	岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき 12時間まで 12時間を超える場合 24時間までごとに ※ 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。	3円12銭 4円16銭	3円42銭 4円56銭
	小型船舶特定係留施設	係船料	1隻1月につき 須波港		10,670円
	栈橋(フェリーボートの接岸施設を含む。)及び浮栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき 12時間まで 宮島さん橋 宮島さん橋以外の栈橋 12時間を超える場合 24時間までごとに 宮島さん橋 宮島さん橋以外の栈橋 ※ 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。	2円31銭 1円60銭 3円9銭 2円14銭	2円53銭 1円74銭 3円39銭 2円33銭

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
係留施設	栈橋(フェリーボートの接岸施設を含む。)及び浮栈橋	入場料	入場する者1人(6歳以上) 1回につき 常時入場する者1人(6歳以上) 1月につき 車両 1台1回につき 自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの その他のもの 車体の長さ3メートル未満 車体の長さ3メートル以上5メートル未満 車体の長さ5メートル以上 1台1月につき 自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの その他のもの 車体の長さ3メートル未満 車体の長さ3メートル以上5メートル未満 車体の長さ5メートル以上	70円 1,380円 100円 140円 170円 260円 2,040円 2,650円 3,770円 5,460円
臨港交通施設	駐車場	駐車料	宮島口旅客ターミナル駐車場 一般使用 1台1回につき 平日の午前7時から午後5時まで 30分までごとに ※ 平日の午前7時から午後5時までごとの上限額 平日の午後5時から午前7時まで 1時間までごとに ※ 平日の午後5時から午前7時までごとの上限額 休日等の午前7時から午後5時まで 30分までごとに ※ 休日等の午前7時から午後5時までごとの上限額 休日等の午後5時から午前7時まで 1時間までごとに ※ 休日等の午後5時から午前7時までごとの上限額 専用使用 1台1月につき ※ 平日とは、休日等以外の日をいい、休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに知事が別に定める日をいう。	200円 1,200円 100円 400円 300円 1,600円 100円 400円 15,000円

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
荷さばき施設	荷さばき地	使用料	1平方メートル1日までごとに ※荷さばき地 荷さばき地の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。	3円11銭
	上屋	使用料	1平方メートル1日までごとに	14円51銭
旅客施設	待合所	使用料	厳島港宮島口旅客ターミナル 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 1平方メートル1月までごとに 3,130円 会議室 1時間までごとに 750円 共用スペースその他これに類するもの(一時的催しもののために使用する場合に限る。) 1平方メートル1日までごとに 110円 その他の待合所 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 1平方メートル1月までごとに	
			佐木港 佐木港待合所 920円 佐木港 小佐木待合所 550円 須波港 須波港旅客上屋 1,660円 土生港 土生港旅客上屋 2,290円 重井港 重井西港待合所 410円 竹原港 内港待合所 530円 忠海港 忠海港待合所 1,170円 瀬戸田港 瀬戸田港旅客上屋 980円 瀬戸田港 向田待合所 400円 鯉崎港 白水港旅客待合所 2,030円 鯉崎港 福浦栈橋待合所 710円 大西港 長江谷地区旅客上屋 2,680円 蒲刈港 田戸待合所 1,290円 小用港 小用栈橋待合所 1,930円 小用港 吹越栈橋旅客上屋 1,040円 小用港 西沖地区旅客上屋 1,550円 小用港 秋月待合所 760円 大竹港 大竹港旅客待合所 750円 御手洗港 小長港旅客ターミナル 1,110円 川尻港 川尻港旅客上屋 530円 中田港 高田港栈橋待合所 870円 中田港 中町栈橋待合所 2,200円 厳島港 宮島三号栈橋待合所 2,010円 三高港 三高栈橋待合所 1,080円 ※ 事務室とは、港湾関連事業のための事務所又は旅客施設利用者の利便に供するための施設をいう。	
保管施設	野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに ※野積場 野積場の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。	2円22銭
船舶役務用施設	船舶給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに	関係市町の水道料金に82円を加えた額
港湾環境整備施設	緑地	使用料	露店類、自動販売機その他これらに類する施設 祭礼、縁日等に際し一時的に設ける場合 1平方メートル1日までごとに 150円 その他の場合 1平方メートル1月までごとに 1,030円	
港湾施設用地		使用料	専用使用 普通使用 1平方メートル1月までごとに 特別使用 1平方メートル1月までごとに 42円86銭 一時使用 1平方メートル1日までごとに 2円98銭 ※1 特別使用とは、県有上屋の屋上に倉庫等を設けることにより使用すること又は地表の通常の利用を妨げない範囲内において上空を使用することをいう。 ※2 港湾施設用地の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。	83円35銭に国有資産等所在市町村交付金に相当する額を加えた額